

Deloitte.

デロイト トーマツ



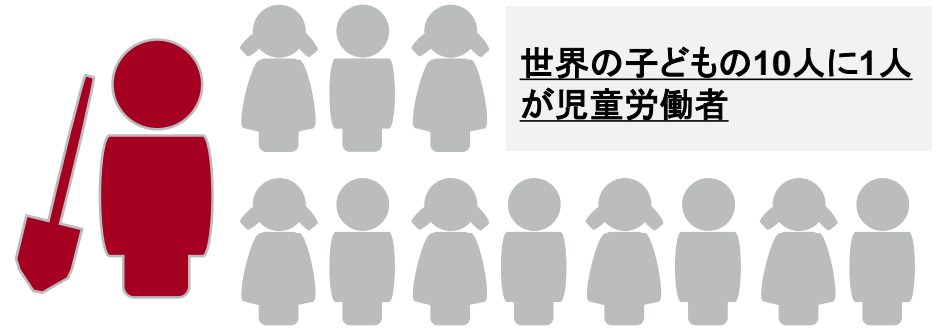
児童労働撤廃に向けた国際ルール形成

JICAイベント「SDGsとチョコレート」

2020年2月5日

現在も世界の子ども10人に1人が児童労働に従事。既存の取組みだけでは、SDGsの目標である「2025年に児童労働をゼロに」は達成困難

世界における児童労働の現状



- ✓ 児童労働に従事する子どもが世界で1億5,200万人
- ✓ その内7,300万人は、子ども兵士等の含む危険・有害労働に従事

児童労働とは、

- ・15歳未満の義務教育を妨げる労働
- ・18歳未満の危険有害労働

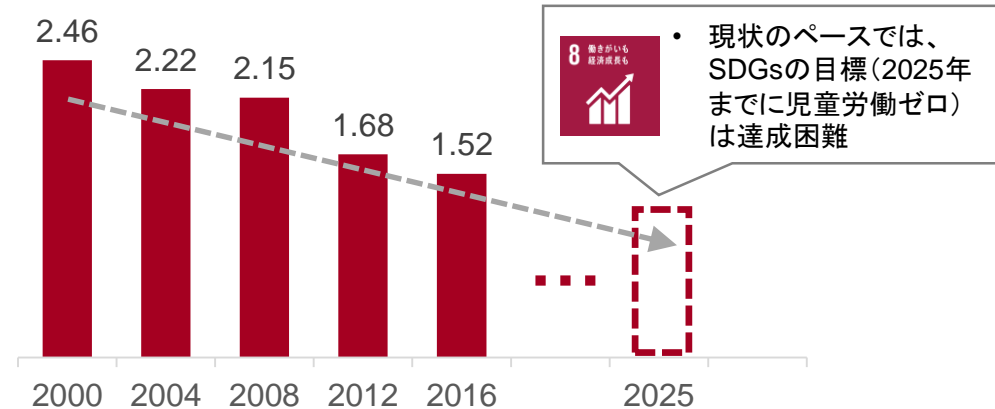
児童労働の特徴

- ・教育の享受を妨げる
- ・健康的な発育を妨げる
- ・有害で危険
- ・子どもを搾取

児童労働が発生している製品・サービスなど(例)

- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| ・ カカオ | ・ 魚・エビ | ・ 路上での物売り |
| ・ 砂糖 | ・ 金 | ・ 電気製品の解体 |
| ・ コーヒー | ・ コバルト | ・ 買春・ポルノ |
| ・ タバコ | ・ レンガ | ・ 麻薬の売買 |
| ・ コットン | ・ サッカーボール | ・ 子ども兵 |

世界で児童労働に従事する子どもの数(億人)



Child Labor Free Zone制度は、社会環境の整備により、児童労働のない地域をつくり、認証していく取組み。「ACE」が深く支援

『Child Labor Free Zone (CLFZ)』とは？

Child Labor Free Zone

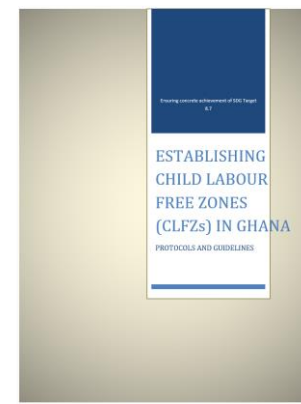
“児童労働のない地域”

児童労働が起きないエコシステムが構築された地域



全ての子どもが
教育を享受

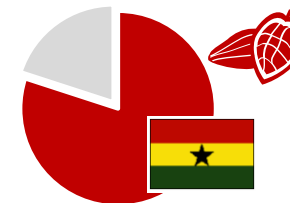
- ガーナ政府・ガーナ現地NGO・ACE・Deloitte等が連携して、CLFZ認証基準を検討中



- (参考) 日本で生産されるチョコレートの原料のカカオの内、ガーナ産のカカオは約8割に上る



日本で生産されるチョコレートの原料のカカオの原産地



子どもが教育を受けられる社会環境の構築

- 教育環境の整備
- 地域コミュニティによる子ども保護活動
- Child-friendlyな社会規範



ACE

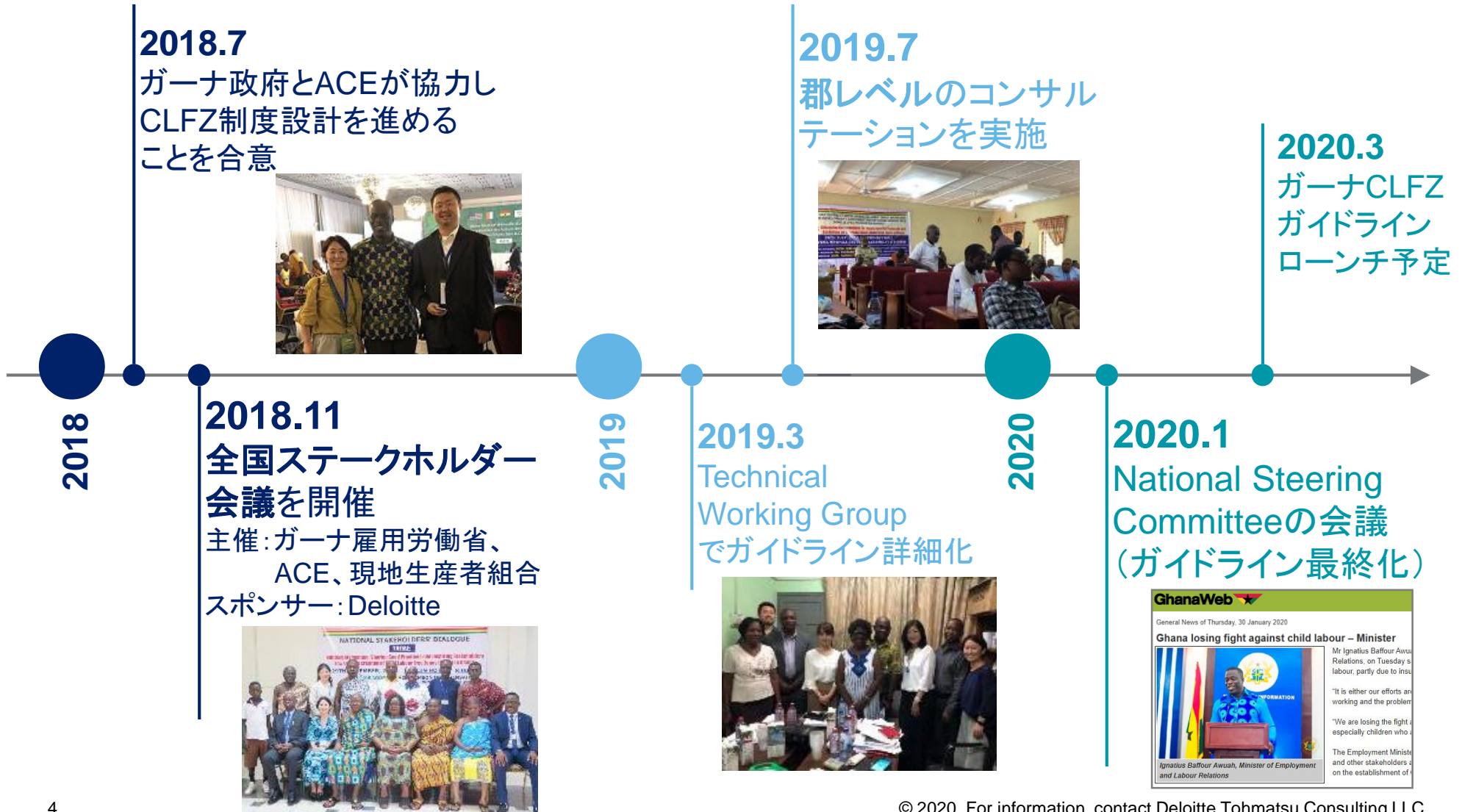
—児童労働のない未来へ—

認定NPO法人 ACE

- 1997年設立。インドとガーナで子どもを支援。日本で市民や政府、企業に働きかけ、ソーシャルビジネスなどを通じて、児童労働の撤廃と予防に取り組む国際協力NGO

2018年にNPO法人ACEがガーナ政府と連携を開始して以降、Deloitteもサポート。 約1年半かけた制度設計を経て、2020年3月にガイドラインをローンチ予定




ガーナCLFZ制度構築に向けたこれまでの取組み



Deloitteは、2018年の全国ステークホルダー会議以降の各活動のスポンサーとなる。 また、制度設計に関するアドバイザリー支援も実施

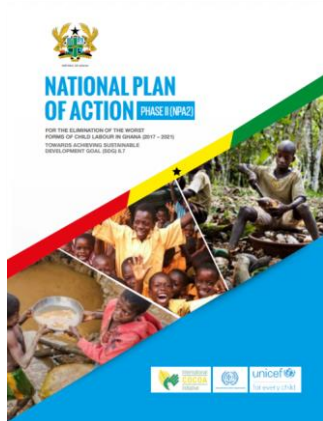
ガーナにおけるCLFZの認証制度の設立

第1回ナショナルステークホルダー
ダイアログ(全国関係者会議)
(2018年11月29日)(於 ガーナ クマシ)

-  ガーナ雇用労働省(MELR)
-  ガーナ農業労働者組合(GAWU)
-  NGO「ACE」
-  NGO「CRADA」
-  Deloitte (DTC)



DTCメンバーも参画した会合の様子

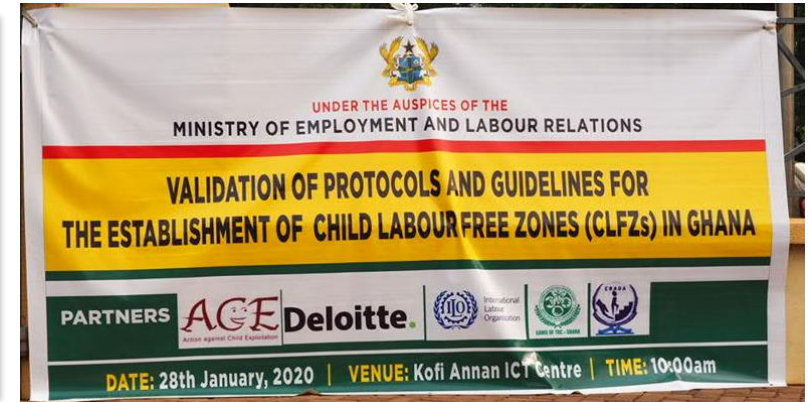
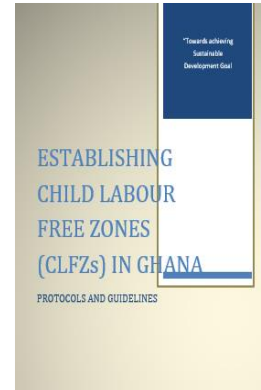


Deloitteは制度設計のアドバイザリーを実施

先週ガーナで開催された会議にて、ガーナCLFZ認証制度のガイドラインを最終化。ガーナ雇用労働関係大臣も出席。2020年3月にはローンチ予定

Validation Meetingの様子

- 2020年1月28日、ガイドライン最終化に向けた会議を、ガーナのアクラにて、ACE、デロイト、ILO、GAWU(ガーナ農業労働者組合)、CRADA(ガーナNGO)により開催
- ガーナ雇用労働関係大臣によるスピーチが、ガーナのニュースに掲載



Source: GhanaWeb 2020/1/30

ガーナでの制度作りを出発点として、今後3つのステップで世界のルールを変え、児童労働を撤廃する仕組みを構築

世界のルールを変える3つのステップ

「良いもの」の定義をつくり
(Definition)

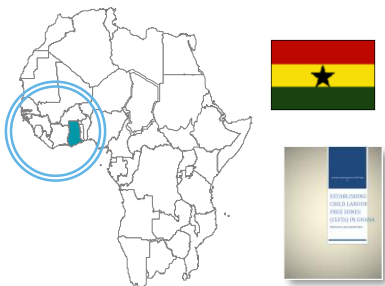
普及させ
(Standardization)

「経済合理性」を与える
(Preferential Treatment)

CLFZ製品の
WTO関税撤廃

CLFZの
国際規格化or国際条約化

ガーナにおける
CLFZ認定制度の確立



ガーナにおいてCLFZ認定制度を確立し、
ガーナ国内にCLFZを多数設立



CLFZに関する国際ルールを策定し、
世界中にCLFZを設立



CLFZ産品をWTO関税撤廃(関税ゼロ化)し、
児童労働によらない産品の取引拡大

対象産品の例



カカオ



魚

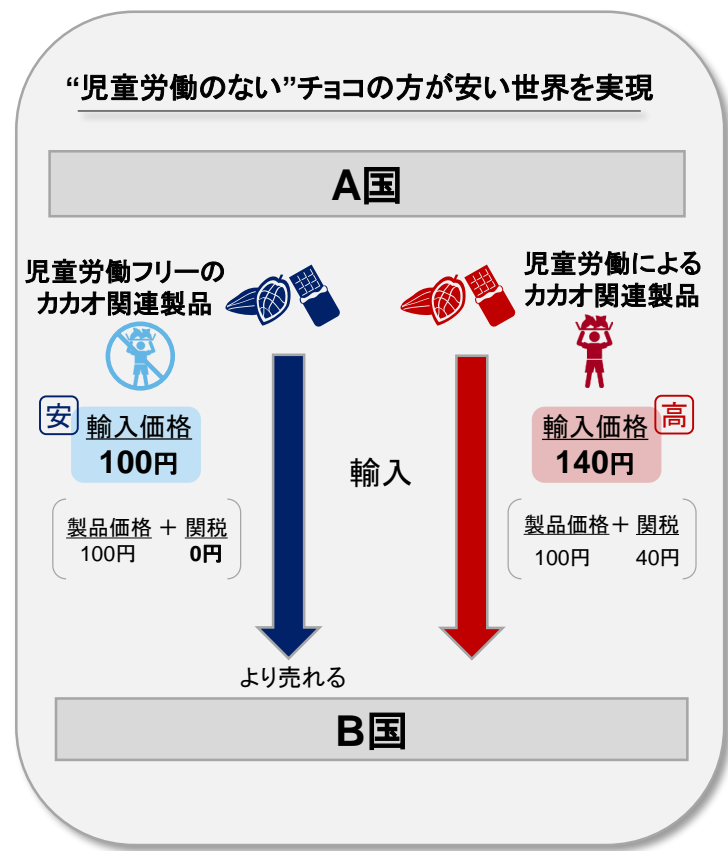
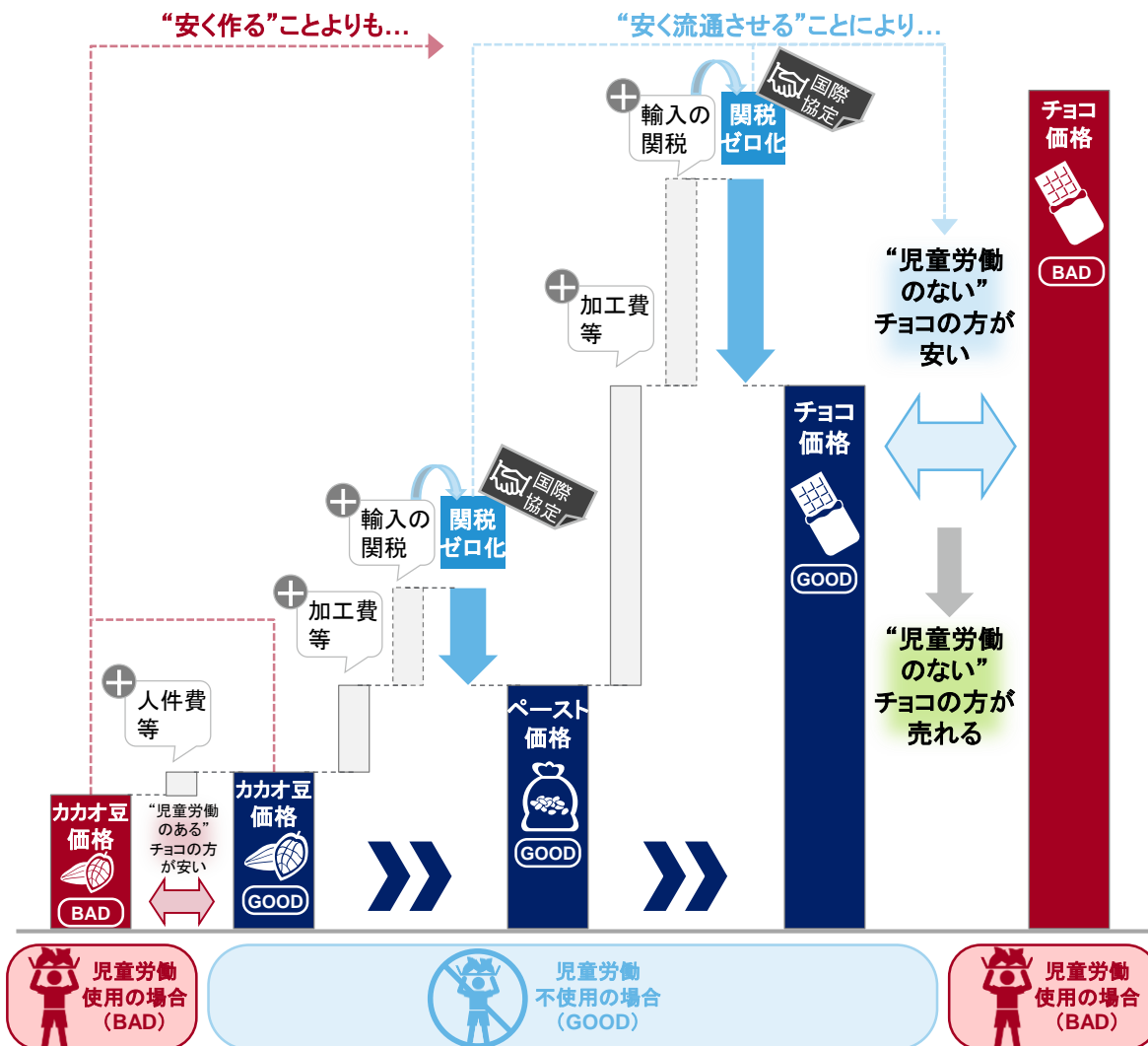


コバルト

児童労働しないほうが
「儲かる」好循環の実現

「関税撤廃」による流通プロセス上の「経済合理性」の変革で、児童労働のない製品の方が「安く行き渡る」仕組みを構築

児童労働フリー製品の「関税撤廃」の効果



既存の制度では2025年までの児童労働撤廃が間に合わないことが予測される中、「関税」の活用は、市場を大きく変えて社会課題を解決する可能性を持つ

何故、児童労働撤廃にあたり、「関税」を活用するのか？

理由1 既存制度の限界

「高価だが社会に良いもの」の市場拡大の遅さ

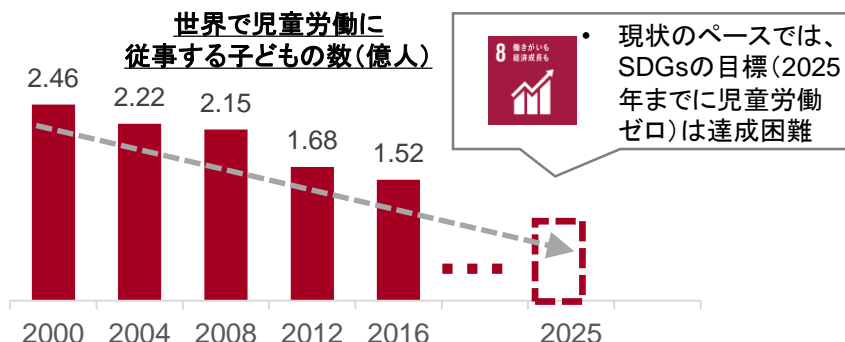
- 既存のエシカル消費の仕組みでは、消費者・企業の意識向上に時間がかかり市場拡大が進まず、児童労働撤廃が遅れる

エシカル消費の市場規模の小ささ

- 国際フェアトレード認証製品の市場規模：
約9470億円(世界・2016年)
約114億円(日本・2016年)

消費者の意識の低さ

- フェアトレード認知度：6.3%(日本・2015年)



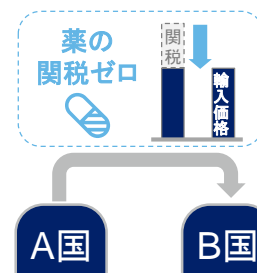
理由2 関税制度の可能性

人・社会のための製品の普及を促した関税制度が存在

- 関税撤廃により、モノの価格は大きく変わり、市場変革が可能。実際、開発途上国への配慮等を目的に、医薬品やIT製品の関税は一部撤廃済み

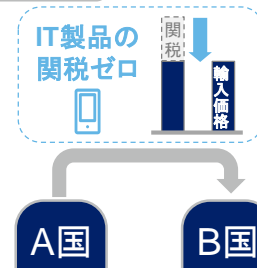
医療品関税の撤廃

- | | |
|----|------------------------------------|
| 概要 | ・ 医薬品および医薬品中間体の関税撤廃 |
| 目的 | ・ 人々が安価な医薬品を入手可能とすること&薬の開発促進を目的とする |
| 効果 | ・ 約1万品目の関税がゼロとされており、年間約2億米ドルの節税効果 |



情報技術協定 (Information Technology Agreement, ITA)

- | | |
|----|--|
| 概要 | ・ コンピューター、医療機器等IT関連製品の関税撤廃 |
| 目的 | ・ 人々がIT製品を安価に入手可能とすることによるIT技術の普及促進を目的とする |
| 効果 | ・ 358品目の関税がゼロとされており、年間約1兆3,000億米ドルの節税効果 |



児童労働フリー製品の関税撤廃により、「社会に良いもの」を安くし、消費者や企業の意識向上を待たずに、エシカル消費市場を拡大して児童労働を撤廃

関税撤廃事例① 医薬品関税撤廃品目

医薬品関税撤廃の概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医薬品および中間体の関税撤廃により、医薬品の効率の良い開発、製造および販売が行われ、人々の健康の維持・向上が実現することを目指す
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医薬品関税相互撤廃民間協議会 (INTERCEPT※) により医薬品および医薬品中間体の関税撤廃を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ウルグアイ・ラウンド交渉(1986年～1994年)時、世界の医薬品貿易量の9割を占める国(日本、米国、EC(当時)22ヶ国)の間で同一の医薬品関連製品の関税を撤廃することに合意 ➢ 新薬の開発に併せ、1997年、2000年、2007年、2011年に品目リストの見直しが実施、現在は約1万品目の関税撤廃を実施
対象国	<ul style="list-style-type: none"> ■ EU、日本、米国、カナダ
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的には年間約2億米ドル (INTERCEPT集計) の節税効果 (2008年時点)

医薬品関税撤廃の効果



■ 国際貿易の推進

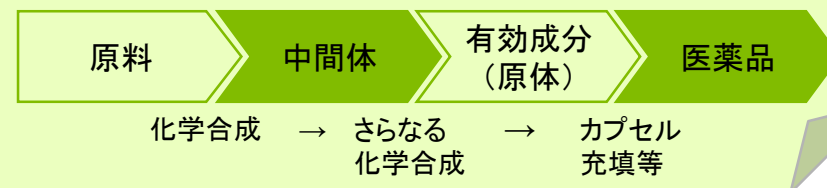
- 医薬品関連製品に係る国際貿易が促進され、各国国内での安価な医薬品の入手が可能

■ 医療の進歩への貢献

- 医薬品の製造・開発の際の原材料にかかるコストの削減

【医薬品ができるまで】

・関税撤廃の対象は医薬品および中間体



※ INTERCEPT (The International Committee for Elimination of Pharmaceutical Tariffs、医薬品および医薬品中間体関税撤廃民間協議会)とは

- 米国、欧州、カナダ、スイス、日本の製薬企業および業界団体を中心に結集した会議体
- 日本からは日本製薬工業協会インターナショナル・トレード・コミティが代表メンバーとして参加

関税撤廃事例② 情報技術協定 (ITA ; Information Technology Agreement)

情報技術協定 (ITA) の概要

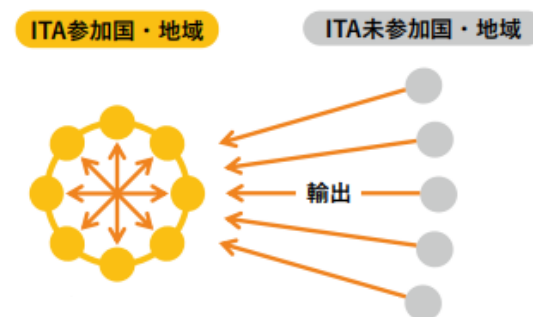
<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> IT関連製品の関税をゼロにすることにより、IT技術の普及を世界に促進し、生活を豊かにすること <ul style="list-style-type: none"> この普遍的なビジョンが各国にも共有されたことが、交渉妥結の大きな要因
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1997年に発効した複数国間協定 コンピューター類、半導体、医療機器などIT関連製品の関税撤廃を実施 <ul style="list-style-type: none"> 2015年12月、技術進歩に伴うIT製品の機能向上や新製品の開発に対応するため、ITA拡大交渉により、従来の157品目に加えデジタル複合機、半導体製造装置、デジタルビデオ、通信機器、CTスキャンやMRIなどの医療機器など201品目が追加
<p>対象国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ITA参加国・地域は、2018年5月時点で82メンバー、(拡大ITAへの参加は、うち53メンバー) ITA参加国が実施した関税撤廃は、ITA非参加国を含む全WTO加盟国からの輸入に適用される(最恵国待遇)
<p>インパクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の世界貿易額の96%をカバー(2018年5月時点) <ul style="list-style-type: none"> ITA拡大により、日本からの輸出品の場合、約1,700億円の関税が撤廃される見込み

【対象製品例】



Source: Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade

【対象国】



ITA参加国・地域(82メンバー)
 アフガニスタン、バーレーン、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、ジョージア、ホンデュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、マカオ、モルドバ、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、ペルー、カタール、ロシア、サウジアラビア、セーシェル、タジキスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベトナム
 うち、**ITA拡大交渉参加国・地域(53メンバー)**
 日本、米国、EU(及びEU加盟28か国)、台湾、韓国、コスタリカ、マレーシア、豪州、カナダ、タイ、ノルウェー、中国、スイス、リヒテンシュタイン、シンガポール、香港、フィリピン、ニュージーランド、イスラエル、モーリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド、アルバニア、コロンビア

CLFZ製品の関税撤廃を定める協定素案をDTCが作成。現在、各ステークホルダーへ提案を実施中

Child Labor Free Trade協定(素案)

Child Labor Free Trade Agreement (Draft)

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、

協定の背景と目的

- 締約国は、この協定の規定に従い、児童労働によらない産品（Child Labor Free Product）（以下「CLFP」という。）の関税を撤廃する。
 - この協定の適用上、「関税」には、産品の輸入に際し、又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課税金並びに産品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。ただし、次のものを含まない。
 - 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課税金
 - 輸入に関連する手数料その他の課税金であって、提供された役務の費用に応じるもの
 - ダンピング防止税又は相殺関税
- CLFPとは、児童労働の発生しやすくない全ての生産・加工工程が、児童労働のない地域（Child Labor Free Zone）（以下「CLFZ」という。）で実施された産品、もしくはそのような産品を原料とし一定の基準を満たして加工された産品を指す。
 - 関税撤廃の適用対象とする産品の品目は、附属書Iに定める。
 - 児童労働が発生しやすく、CLFPの要件の対象となる生産・加工工程（以下「対象工程」という。）は、品目ごとに附属書IIに定める。
- CLFZとは、児童労働を日常的に監視・予防し、問題が起きた時に、コミュニティの住民が解決できるシステムが機能している、行政単位に限らない一定の地域を指す。
- CLFZは、本条の定めるCLFZ委員会により認定を受けたCLFZ認証機関によって、CLFZとして認証される。
 - 締約国は、ここに各締約国の政府代表者から成るCLFZ委員会を設置する。CLFZ委員会はCLFPに係る認証及び認定制度運用について責任を負う。
 - CLFZ委員会は、附属書IIIに定める基準に基づいて、CLFZ認証機関を認定する。認定を受けたCLFZ認証機関のリストは、通達によって公示される。
 - CLFZ認証機関は、附属書IVに定める基準に基づいて、CLFZを認証する。認証を受けたCLFZのリストは、通達によって公示される。

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

- CLFPは、CLFP証明書の提示により、関税撤廃の適用を受ける。CLFP証明書の発給要件は、附属書Vに定める。
 - CLFP証明書は、輸出者又は代理人によって行われる申請に基づき、輸出国の権限のある政府当局または権限のある政府当局によって指定された団体（以下「指定発給機関」という。）が発給する。
 - 輸出国の権限のある政府当局及び指定発給機関のリストは、通達によって公示される。
 - 輸出者又は代理人は、CLFP証明書についての記録を、当該CLFP証明書の発給日の後五年間保管する。当該記録には、CLFPであることを証明するために提示された全ての補助的な文書を含む。
- 各締約国は、CLFP証明書の発給を受けた輸出者が、CLFP証明書が発給される前に虚偽の申告書及び補助的な文書を輸出国の権限のある政府当局又は指定発給機関に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者に対して適当な罰則その他の制裁を課することができる。
 - 輸入国の税関当局は、産品がCLFPであるか否かを確認するため、輸出国の権限のある政府当局及び指定発給機関に対し、当該産品がCLFPであるか否かに関する情報の提供を要請することができる。
 - 輸入国の税関当局は、前項の規定に基づく情報提供の要請の結果に満足しない場合には、CLFP証明書の発給を受けた輸出者の施設を訪問することを通じて、産品がCLFPであるか否かに関する情報を収集することを要請することができる。
- 締約国は、開発途上国における児童労働の撤廃に資するため、専門家の派遣、設備・資材の供与を含む経済協力を実施する。締約国は、本協定に基づく経済協力の遂行のため、ここに各締約国の政府代表者から成るCLFZに係る経済協力推進委員会（以下「経済協力委員会」という。）を設置する。
 - 経済協力委員会は、本条に定める経済協力の効果的な実施について責任を負う。
 - 経済協力委員会には、全ての締約国のみならず希望する開発途上国も参加する。

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

附属書 I

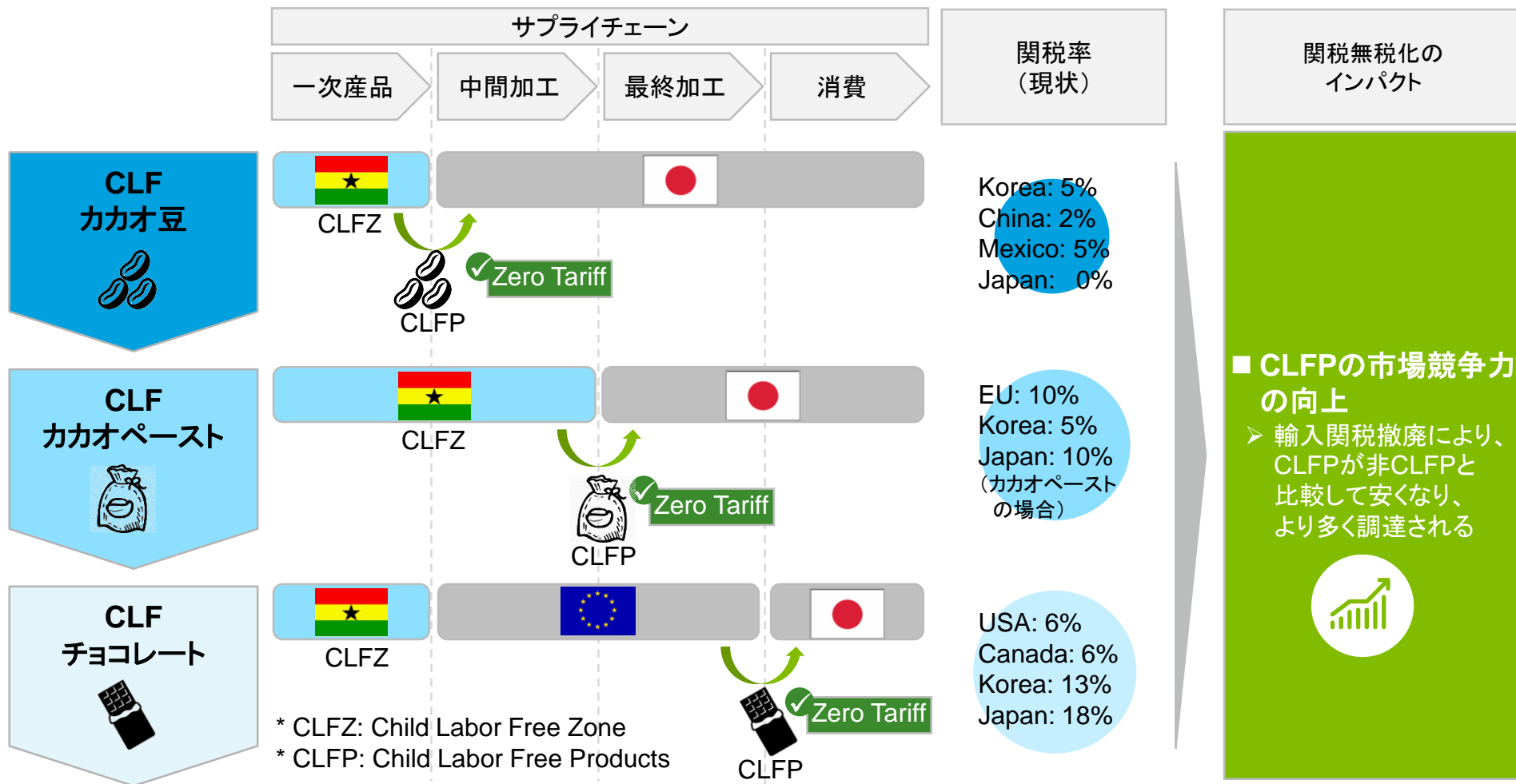
＜関税撤廃の適用対象とする品目一覧＞

品番	HS 2020	品名
001	1801.00	カカオ豆(生の物又は炒ったもので全形又は割ったもの)
002	1802.00	カカオ豆の殻、皮その他のくず
003	1803.00	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）
004	1804.00	カカオ脂
005	1805.00	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
006	1806.10	チョコレートその他のココアを含有する調製食品 － ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）
007	1806.20	チョコレートその他のココアを含有する調製食品 － その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粒状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。）
008	1806.31	チョコレートその他のココアを含有する調製食品 － その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） － 詰物をしたものの
009	1806.32	チョコレートその他のココアを含有する調製食品 － その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） － 詰物をしないもの
010	1806.90	チョコレートその他のココアを含有する調製食品 － その他のもの
.....

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

実際に、チョコレートをはじめとしてカカオ関連製品の一部には高い関税率が設定されているため、関税撤廃の効果が大きい

カカオ製品別の輸入関税







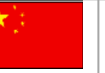













児童労働の撤廃

【参考】各国のカカオ関連製品に対する輸入関税率

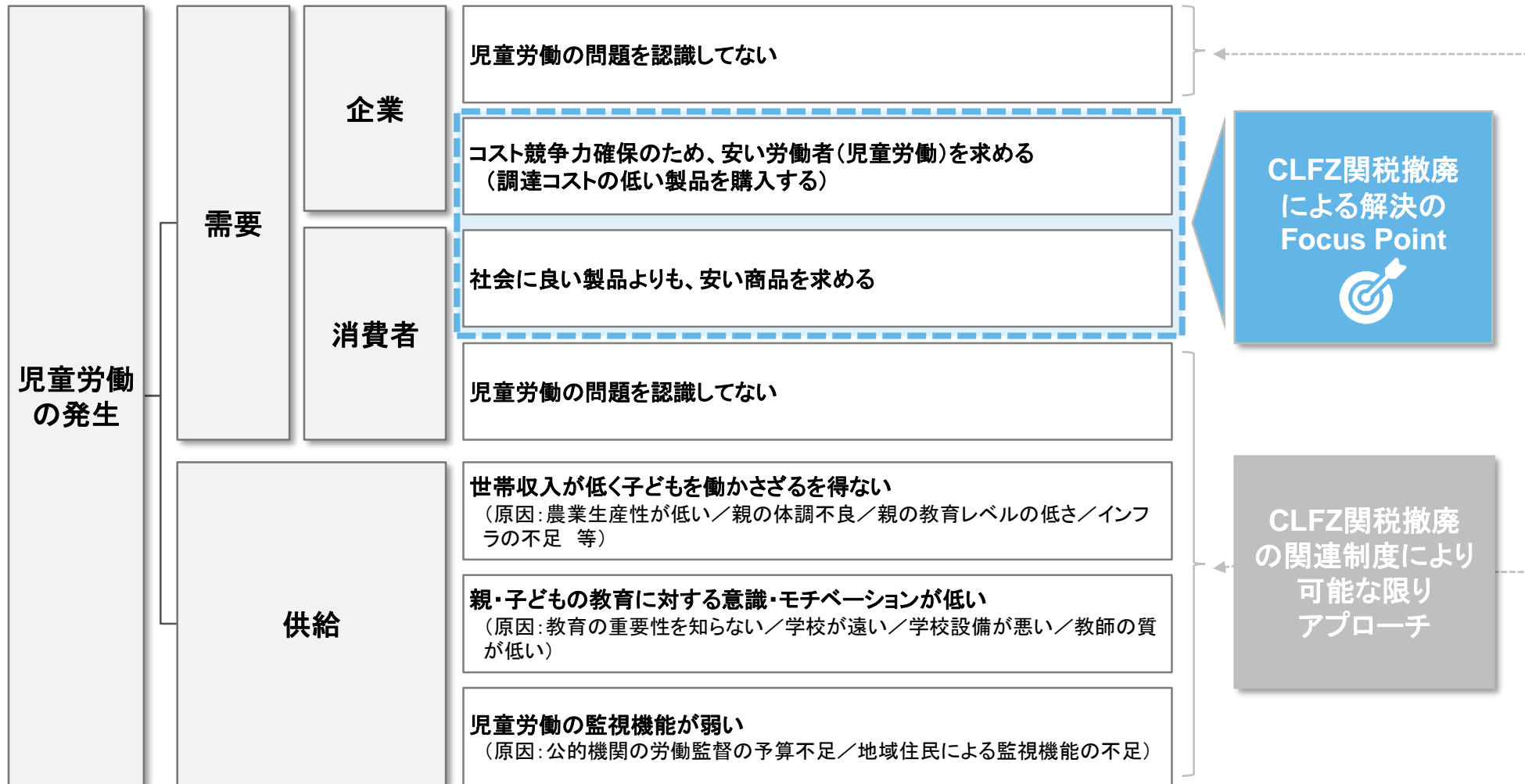
・MFN(%) (a)
 ・Import Trade Value(mil US\$) (b)
 ・Trade Impact (mil US\$) (a)*(b)

*MFN税率(%): 実行最恵国 (Most-Favoured-Nation) 税率。
 WTO加盟国からの輸入の際に一般的に適用される税率。

Importer											
	EU	USA	Canada	Australia	Japan	Switzerland	China	Mexico	Korea	New Zealand	Chile
カカオ豆(1801.00) 	MFN%	-	-	-	-	-	8.0	5.0	5.0	-	6.0
	mil \$	4,564	1,218	180	3	161	63	90	29	5	0
	Impact	-	-	-	-	-	5.0	4.5	1.5	-	-
カカオペースト(脱脂) (1803.10) 	MFN%	9.6	-	-	-	5.0	10.0	5.0	5.0	-	6.0
	mil \$	792	108	80	35	52	75	65	17	8	10
	Impact	76.1	-	-	-	2.6	7.5	3.2	0.9	-	0.6
カカオペースト(未脱脂) (1803.20) 	MFN%	9.6	-	-	-	10.0	10.0	5.0	5.0	-	6.0
	mil \$	183	123	25	46	2	3	3	0	1	0
	Impact	17.6	-	-	-	0.2	0.3	0.1	-	-	-
カカオバター (1804.00) 	MFN%	7.7	-	-	-	-	22.0	5.0	5.0	-	6.0
	mil \$	1,130	595	165	98	131	72	43	9	19	22
	Impact	87.0	-	-	-	-	-	15.7	2.1	0.5	-
チョコレート(詰物) (1806.31) 	MFN%	-	5.6	6.0	5.0	10.0	8.0	-	8.0	5.0	6.0
	mil \$	73	324	112	75	77	71	38	60	26	7
	Impact	-	18.2	6.7	3.8	7.7	-	5.7	-	4.8	1.3
チョコレート菓子 (1806.32) 	MFN%	-	3.0	6.0	5.0	18.4	10.0	-	8.0	5.0	6.0
	mil \$	329	524	127	101	153	55	25	38	53	15
	Impact	-	15.8	7.6	5.0	28.1	-	5.5	-	3.0	2.6
チョコレート菓子 (1806.90) 	MFN%	-	2.2	5.2	5.0	17.6	8.0	-	13.4	5.0	6.0
	mil \$	407	1,068	543	302	71	163	108	141	75	42
	Impact	-	23.9	28.3	15.1	12.5	-	13.1	-	18.8	3.8



CLFZ関税撤廃は、児童労働を引き起こしている多数の原因のうち、主にビジネスニーズ(企業・消費者の低コスト・低価格の追及)を解決するものである

児童労働の発生原因と本アプローチのFocus Point

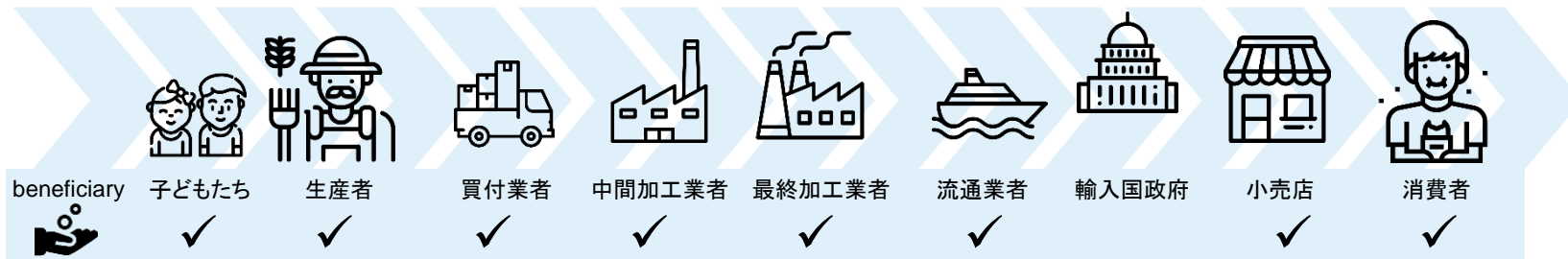


CLFZ関税撤廃によって、生産国の子どもたちとその周囲の人々、児童労働に配慮した製品を製造・販売・消費する企業・消費者が、利益を得る

CLFZ関税撤廃による受益者と非受益者

<p>Beneficiary 受益者</p> 	<ul style="list-style-type: none">■ 生産国の子どもたち■ 生産国の子どもの親、コミュニティ■ 児童労働に配慮した製品を製造・販売する企業■ 社会に配慮した製品を求める消費者
<p>Non-Beneficiary 非受益者</p> 	<ul style="list-style-type: none">■ 税収を減らす先進国の政府■ 児童労働に配慮しない製品を製造・販売する企業

Supply Chain



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001